

議案第 29 号

丸亀市こども家庭庁設置法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について（意見聴取）

丸亀市こども家庭庁設置法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について、丸亀市長から別紙 1 のとおり教育委員会の意見聴取があったので、別紙 2 のとおり回答いたしたい。

令和 5 年 2 月 17 日提出

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

別紙1



4教幼第511号  
令和5年2月13日

丸亀市教育委員会  
教育長 末澤康彦様

丸亀市長 松永 恭二



丸亀市子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係規則の整備に関する  
規則の制定について（意見聴取）

このことについて、丸亀市立幼保連携型認定子ども園に係る教育委員会の意見聴取に  
関する規則第1条第3号の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取します。

丸亀市こども家庭庁設置法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市規則第 号

丸亀市こども家庭庁設置法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(丸亀市家庭的保育事業等の認可に関する規則の一部改正)

第1条 丸亀市家庭的保育事業等の認可に関する規則(平成27年規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(意見の聴取)</p> <p>第4条 子ども・子育て支援法第72条第1項第2号の規定により、市長は、特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、あらかじめ丸亀市子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。</p>	<p>(意見の聴取)</p> <p>第4条 子ども・子育て支援法第77条第1項第2号の規定により、市長は、特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、あらかじめ丸亀市子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。</p>
<p>(丸亀市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等に関する条例施行規則の一部改正)</p> <p>第2条 丸亀市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等に関する条例施行規則(平成27年規則第25号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改正後</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 条例第3条の規定による利用者負担額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもに係る小学校就学前の子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 法第19条第1号又は第2号に該当する者 0円</p> <p>(2) 法第19条第3号に該当する者 別表に定める額</p> <p>2 略</p>	<p>改正前</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 条例第3条の規定による利用者負担額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもに係る小学校就学前の子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 法第19条第1号又は第2号に該当する者 0円</p> <p>(2) 法第19条第1項第3号に該当する者 別表に定める額</p> <p>2 略</p>

(丸亀市立認定こども園条例施行規則の一部改正)

第3条 丸亀市立認定こども園条例施行規則(平成28年規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育及び保育の時間) 第4条 こども園の教育及び保育の時間は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて市長が変更することができる。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第19条第1号に規定する子ども(以下「1号認定子ども」という。)について、始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて園長が変更することができる。</p> <p>始業時刻 午前9時 終業時刻 午後2時</p> <p>(2) 支援法第19条第2号に規定する子ども(以下「2号認定子ども」という。)及び支援法第19条第3号に規定する子ども(以下「3号認定子ども」という。)について、保育時間は、原則として午前8時30分から午後4時30分までの8時間とし、特に必要がある園児については、適宜伸縮することができる。</p>	<p>(教育及び保育の時間) 第4条 こども園の教育及び保育の時間は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて市長が変更することができる。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第19条第1項第1号に規定する子ども(以下「1号認定子ども」という。)について、始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて園長が変更することができる。</p> <p>始業時刻 午前9時 終業時刻 午後2時</p> <p>(2) 支援法第19条第1項第2号に規定する子ども(以下「2号認定子ども」という。)及び支援法第19条第1項第3号に規定する子ども(以下「3号認定子ども」という。)について、保育時間は、原則として午前8時30分から午後4時30分までの8時間とし、特に必要がある園児については、適宜伸縮することができる。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別紙2

4教総第 号  
令和5年2月 日

丸亀市長 様

丸亀市教育委員会  
教育長 末 澤 康 彦

丸亀市こども家庭庁設置法の施行に伴う関係規則の整備に関する  
規則の制定について（回答）

令和5年2月13日付けで意見聴取のあった標記議案については、異議ありません。